

國家と兒童

Ⅱ 兒童學會に於ける講演概要 Ⅱ

文學士 三輪田元道

兒童研究には哲學の背景が必要である。抑も宇宙は成長し發展する、その中に存する國家も亦進歩するものである。但し國家の物質的進歩には制限があるけれども、精神的進歩には制限がない、従つて世の文化中内部的成長と發展はおのづから無限でなくてはならぬ。故に國家の成長し又發展する新芽とも稱すべきものは兒童であるから、兒童研究は動的要素として哲學的基礎の上に立たねばならぬ。

一國の傳説は國民の信念をあらはすもので神話でも小説でもお伽噺でも人が作つたものに相違ないけれど、その精神は皆民族の心理が經となり緯となることを忘れてはならぬ。桃太郎は日本の哲學である。成長と發展とのシンボルで、其精神は宇宙の成長と發展とを現はすものである。されば右の信念を経験的に現すと、子煩悩の詩歌となり文章となる。例へば「しろかねもこがねも玉も何せん子にしく寶世にあらめやも」の様なものはそのれである。併し一方より

見ると人間に利己心があり往々子供を忘れる事がある。否小供を犠牲に供することさへある。徳川時代に發達したドラマには人間の悲哀を現はすに子供を材料にするものが多い。有名な芝居はこれである。「三十三間堂柳の由來」でもその妻は一寸氣味が悪いが間に生れた縁丸は可哀想である。「近江源氏」も子供活躍が必要であり、「先代萩」でも子供が出なくてはならぬ。要するに小供を通して人情味を知ることが出来る。

然るに我々の實際生活は殆ど大人本位即ち自己主義本位であるから、兒童研究などが充分發達しない。従つて在來の國家が子供に對する態度は消極的である。これ大に改むべき點であらう。

日本の刑法では大體子供に關する規約が二つある。一つは墮胎をしてはならぬこと。これは人類の將來を考へると最も必要であるが、墮胎の場合は子供とて未だ獨立の人格でなく知覺神經も充分發達して居

らぬ。故に小供に對するといふより寧ろ風俗上社會政策として之を罰すると思はれる。されば胎内の子供を惜む爲めにあらずして風教上之を禁止せんとする爲め、本人たる婦人は僅に一年以下の體刑を加へられるに過ぎぬも補助した醫者はもつと重い刑罰を加へられるを見ても知れる。

次は刑法上遺棄に關して制裁がある。併しこれも子供や老人及び不具者を遺棄してはならぬといふに過ぎぬから全く消極的である。近來少年裁判制度杯が新に生れて稍、兒童を積極的に扱はんとする傾向は現はれたけれども、未だ幼稚なものである。

民法にも扶養の義務が規定してあるけれども、世の中には生んだ子供を育てぬ者が澤山ある。然し之を制裁する方法がないから空文に過ぎぬ。又民法に親權を認めてあるも、其實親は子供に對して職業と住所につき干渉し得る丈である。就中不合理にして不愉快なのは民法の私生兒である。日本位私生兒の多い國は世界にない、道德的に三々九度の盃をしても法律の手續をふまぬと私生兒である。必竟するに私生兒の制度はその親を制裁せん爲め設けたので其實は子が制裁を受くることになる。即ち親が道ならぬ男女關係を結んだ爲め私生兒と云ふ名をつけて子

供を社會が擯斥し輕蔑するのは不合理である。若し私生兒を生む親に制裁を與へるなら罰金なり懲役なりを課するが可い。國家は罪のない未來の子供に制裁を與へるのは誤に相違ない。或人は親の罪が子に報ゆるのは當然である云へど、それは昔流の思想で今日は責任は個人にあるので親の制裁を子が受くる道理はない。尙私生兒の中にも男親がこれを認知すると庶子となり、女親が認知しても駄目であるのも不合理である。要するに日本の法律上の子供は可愛想である。

次に日本の教育制度に根本的誤がある。歴代内閣皆然り、即ち我國家の教育制度は文字に拘泥して學校を大中小に分ち、小學教育は自治制の市町村に任し、中學教育は府縣に任し、大學教育は國家自らこれを行ふことになつて居る。此頃文部省に昇格運動のお客さんが澤山來るのは此の爲である。所が國家が義務教育を國民に強行する以上は小學教育を以て國家事業となし、中學教育は、府縣、又は私學に任じ、大學教育は模範的の外は私學を奨勵し富豪或は有志家の手にて行ふ事にすれば可い。偶々富豪が大學をたてんとしても、私學を厭ふ氣味があるから發達しない。明治の初年には教育の種を蒔く時であるから國家自ら事業を興さねばならぬが、既に國民の知識が進めばうつちやつておいても知識慾の爲め高等教育は進歩するに相違ない。反之今日村落の小學

校に行くに不景氣の爲め町村會で教師の月給を澤山拂はぬ、由て勢ひ義務教育は國家自ら之を行ふ時代が來たと思ふ。然るに東京でさへ今日義務教育を口にしながら二十錢の授業料を取つて居る誠に不都合ではないか。今後は授業料を撤廢するのみならず教科書でも文具でも供給するやうにせねばならぬ。

次は子供の服裝を改良してほしい。元來子供は遊ぶもの、快活に飛びまわるもの、故に衣服に泥がかり、はねがかゝつても叱られる様では困る、兎に角著物の爲に子供を苦勞させるのは可哀想である、雨にぬれても肌迄しまぬ様ラシャ式の洋服等がよい。將來の小供服は洋服に限る。

次は食物の料理法も小供を無視してはならぬ。文明國特に近來の日本の兒童には齶齒が多いこれは石灰分の缺乏に原因すると説く醫者がある、抑も石灰分は穀物の皮や魚の骨や鳥の骨等から多く得られる、されば子供に適する料理を工夫せねばならぬ。在來の料理は大人本位即ち酒の肴式であるから禁酒論の盛なる今日に於ては速に改善を要する次第である。

次は住宅の改善である、概ね在來の住宅は子供を無視して居る、例之ば小供が内にゐると親は騒がしいから外に出よと命じ反之小供が外に出ると親は危いから内に入れて叱る類で子供は仕方がないから雨垂れの落ちる軒端に立つてゐる外はない、或は折角子供の遊ぶ空地のある家でも、庭音を踏ではいけぬ

といふ風で目の爲めの庭はあつても足の爲めの庭はない、況して其庭にも大人丈が喜ぶ木を植ゆるも子供の喜ぶ木は植ゑぬ。自分は各家庭に不生産的にして而かも無趣味的植木を廢し、盛に果物を植ゆることを勧めたい。

其次に娛樂機關も亦然りて、市中の風上げは電柱に引かゝるから禁せられ、往來の遊戯は自動車に觸れるから止められ、さりとて活動寫眞も子供本位のものが無い爲め有害となり、偶々小供に相應する散步地があつても親が無精者である爲め伴うて呉れず、實に今日の社會は小供の八方塞である、何んとかこの風を改善したい。

最後に大切なのは虚偽と僞善の風を改善する事である。在來の生活には虚偽と僞善が多い、これを改善せざれば善良なる兒童は生れぬ。例之ば客が來れば主人は内に居ても取次に不在と云はせる、菓子や饅頭箱をあげて見ると外部の體裁は大きくてもあげぞこである。平生の言葉でも形式に過ぎる爲め荆妻とか豚兒とかいふ類は本人の本心から出た言葉でない、尤も斯る例は謙遜と思ふかも知れぬが、如何に謙遜とて人間の子を豚の子といふ如きは極端な風習である。要するに一事が萬事であるから精神的に悪影響を與ふる制度や慣習を改善したいものである。然らざれば理想的の國民を作ることとは不可能と思はれる。

(終)